

(令和6～8年度) 関市配食サービス事業業務委託事業者募集要領

1. 趣旨

関市が実施する配食サービス事業（以下「配食」という。）の業務委託事業者（以下「事業者」という。）の募集にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業目的

本業務は、市内に居住するひとり暮らしの高齢者等であって、市長が配食サービスの必要性を認めた者（以下「利用者」という。）に対し、1日1食の昼食を手渡し、安否の確認をすることを目的とする。

3. 基本事項

- ① 配食の実施にあたっては、食品衛生法・健康増進法・その他関係法令等を遵守すること。
- ② 献立は、主食、主菜、副菜（汁物を含む。）で構成し、高齢者等にあった栄養バランス、嗜好を考えあわせたものとする（普通食）。
- ③ 事業者は配食の新規利用者に対して、初回配達の前に弁当の受け渡し方法、利用料金の徴収方法等について、確認及び説明を行うこと。
- ④ 配食の食事は原則手渡しとし、その際必ず利用者の安否確認をすること。利用者の健康状態に異常等があったときは、必要に応じて関係機関（緊急連絡先、地域包括支援センター、高齢福祉課、消防署等）へ連絡等を行うこと。
- ⑤ 利用者から事前に連絡がなく不在の場合は、再訪問や電話等により当該利用者や緊急連絡先に連絡確認し、可能な限り安否確認を行うこと。また、利用者の責に帰すべき事由により配食ができなかった場合は、再配達は要しない。
- ⑥ ④及び⑤による安否確認ができなかった場合は、速やかに高齢福祉課に連絡すること。
- ⑦ 事故等が発生した場合は速やかに高齢福祉課に報告し、事業者の責に帰すべき事由により損害を与えた場合は、事業者はその者に対しての損害賠償を速やかに行うこと。
- ⑧ 利用者の都合によるキャンセル・追加注文等の連絡を受けつけ、対応すること。ただし、長期間の利用休止や利用曜日の変更、廃止に関しては高齢福祉課と協議を行い対応すること。
- ⑨ 利用者からの利用料の徴収、訪問記録・実績報告作成等の事務を行うことができること。
- ⑩ 事業者の従事者または従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。
- ⑪ 令和6年4月1日（配食実施期間中）に関市入札参加者名簿に登録されていること。
- ⑫ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく飲食店（仕出し屋・弁当屋）またはそうざい製造業の営業許可を有する者、または集団給食施設等の届出を完了している者であること。
- ⑬ 配食を行う事業者のうち、その一つに事故等があった場合は、他の事業者は代替体制として協力・支援するものとするが、各自で代替体制を確保するように努めること。
- ⑭ 給食業務・配達業務については、あらかじめ市の承認を得た上で、他社に業務の一部又は全部を再委託できるものとする。ただし、再委託をするに当たっては関係法令等を十分に確認すること。

4. 配達の範囲

市内全域。配食効率向上のため「旧関市内」・「武芸川」・「洞戸-板取」・「武儀-上之保」の単位で、各単位全域に配食可能な事業者を優先とする。ただし、現在利用中の利用者についてはこの限りではない。

5. 実施日時等

- ① 配達は概ね午前9時から正午までに行うこと。
- ② 年間を通じ毎日配食を実施する。ただし、日曜祝日や、年末年始について、やむを得ない理由により実施できない場合は、事前に関市と協議するものとする。

6. 実施期間

3年間（令和6年4月1日から令和9年3月31日）

7. 事業者の選択

- ① 利用者は、高齢福祉課が作成する「関市配食サービス事業委託事業者一覧」（以下、「事業者一覧」という。）より希望する事業者を選択することができるものとする。
- ② 利用者は、1か月単位で事業者を変更することができるものとする。ただし、新規の利用者については、1回のみ1か月を待たず変更することができるものとする。
- ③ 配食の新規、変更、廃止の申請が利用者からあった時は、利用者から報告を受けた高齢福祉課が事業者へ利用者情報を提供する。

8. 利用者負担金（利用料）

利用者は、1食あたり440円（高齢福祉年金を受けている者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている者にあつては、350円）を負担し、事業者が利用者から直接徴収することとする。なお、利用者負担金を徴収できない、又は滞納している利用者については、事業者の責任において徴収することとする。

9. 請求単価（軽減税率：消費税率8%または非課税 ※下記②参照）

- ① 関市と事業者で「配食サービス事業委託契約書」を締結し、1食あたりの請求単価は以下のとおり算出した金額とする（小数点以下の端数は切り捨てること）。事業者が定める配食1食あたりの代金は、税別で500円から814円までの間の金額、または880円とすること。

$$\text{請求単価} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業者が定める配食} \\ \hline \text{1食あたりの代金（税別）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{利用者負担金} \\ \hline \text{440円または350円} \\ \hline \end{array} \right) \times 1.08 \text{（※）}$$

- ② 配食1食あたりの代金を880円（税別）とする場合は、市が単価の2分の1以上を負担する形となり、社会福祉事業と認められるため消費税は非課税となる。なお、814円（税別）以下とする場合においては、後述の「10.遠隔地加算」等で短期的に市が2分の1以上を負担する場合もあるが、委託期間全体で市が2分の1以上を負担する可能性は不確実のため、消費税課税事業として契約する。

- ③ 請求単価の消費税及び地方消費税は8%とすること（上記②の場合を除く）。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、改定日以降に実施した請求単価については、改定後の税率を適用する。

10.遠隔地加算（軽減税率：消費税率8%または非課税 ※「9 請求単価②」参照）

遠隔地への配送に対する加算として、配送拠点が存在する地域から、地域を超えて配送をする場合は、1地域を超える毎に1食あたり100円（税別）を加算する（上限300円）。

（1食あたり/円）

配送拠点 \ 配送地域	板取	洞戸	武芸川	旧関・市外	武儀	上之保
板取	0	100	200	300		
洞戸	100	0	100	200	300	
武芸川	200	100	0	100	200	300
旧関・市外	300	200	100	0	100	200
武儀	300		200	100	0	100
上之保	300			200	100	0

なお、遠隔地加算の消費税及び地方消費税は8%とすること。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、改定日以降に実施した配食サービスの遠隔地加算については、改定後の税率を適用する。

※配送拠点とは、配食弁当を調理・盛付け・梱包・車両への積み込み等を行う場所をいう。

11.委託料（請求単価×食数）

委託料は1月ごとに集計し、事業者からの実績報告及び請求に基づき、請求後30日以内に支払うものとする。

12.募集内容

【受付期間】 令和5年12月21日（木）から令和6年1月19日（金）

【提出書類】

- ① 関市配食サービス事業実施申請書
- ② 配食サービス事業実施計画書
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可書・届出書等の写し
- ④ 提供する弁当の写真及び献立表、パンフレット等
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

【審査結果の通知・決定】 令和6年1月末ごろ通知

- ① 市において提出書類を審査し、その結果を申請した事業者に通知する。
- ② 市は事業者として適格と決定した場合、「事業者一覧」に登録し、委託契約を締結することとする。

13.委託期間中の事業者追加登録

- ① 市は、半年に1回「事業者一覧」の更新をすることができる。
- ② 新規参入希望事業者は、7月末日・1月末日までに提出書類を提出する。
- ③ 市は追加参入事業者として適格と決定した場合「事業者一覧」に登録し、10月・4月に委託契約を締結することとする。
- ④ ただし、令和9年についてはこの限りではない。

14.その他

- ① 事業者は、市及び利用者と連絡調整をおこなう担当者を配置することとする。
- ② 事業者は、緊急時にも対応できるよう従業員数を2名以上（配達員含む）とすること。
- ③ 事業者は、半月ごと又は1月ごとに栄養士又は管理栄養士が作成した献立表を作成し、各該当期間の5日前までに市及び利用者に配付することとする。

15.参考（実績データ）

（食）

食数	旧関地域	武儀	上之保	武芸川	板取	洞戸	合計
R4 年度	9,306	1,123	1,315	1,144	1,215	759	14,862
R3 年度	7,912	554	707	1,285	828	422	10,598
R2 年度	10,243	809	483	1,363	1,430	1,132	15,460
R1 年度	10,142	1,492	197	928	690	1,283	14,732

（人）

利用者数	旧関地域	武儀	上之保	武芸川	板取	洞戸	合計
R4 年度	61	9	11	8	13	7	109
R3 年度	53	8	10	9	11	4	95
R2 年度	62	12	7	12	10	8	111
R1 年度	61	14	5	8	9	8	105

◇申請などの提出、問い合わせ先◇

関市高齢福祉課 地域支援係 501-3894 関市若草通 3-1 南庁舎 1階

TEL 0575-23-8127 FAX 0575-23-7748